

令和4年度糸島市協定大学等課題解決型研究事業 研究成果ダイジェスト版

研究タイトル

糸島の豊かな自然を守り、生かすための制度的研究

研究者名

九州大学アジア・オセアニア研究教育機構 准教授 田中俊徳

研究協力者

福岡市科学館館長・九州大学名誉教授 矢原徹一

研究期間

令和4年7月27日～令和5年3月31日

研究計画の内容

糸島市がR2年に策定した第二次長期総合計画において重要課題の一つに掲げられているのが「就職世代が市外に流出」する現状である。地方における従来型の雇用政策は公共事業や工場の誘致など、豊かな自然環境や文化を破壊するものが多かった。

糸島市では、その特色である豊かな自然や文化を守り、生かすことで、雇用や経済効果を向上させる施策や制度の検討が求められる。本研究では、ユネスコが認める「SDGsのモデル地域」として知られるユネスコMAB計画に基づくユネスコ生物圏保存地域（Biosphere Reserve）に着目し、国内における実態の把握や糸島における同制度の適用に関するフィージビリティ調査を実施する。具体的には、①日本国内の先行事例である群馬県みなかみ町における登録効果の現地調査、②ユネスコエコパークの登録要件に関する法制度の分析、③登録に際して重要なポイントとなる姫島・二丈松末・志摩野北における植生調査、④ 専門家に対する聞き取り調査やワークショップの開催を行う。

研究成果の概要

糸島市の豊かな自然や文化を守りながら、生かすための国際的な制度として、ユネスコ生物圏保存地域（日本での通称：ユネスコエコパーク、英語名：Biosphere Reserve/BR）に着目して、① 先進地（群馬県みなかみ町）における登録効果に関する聞き取り調査、② 登録要件に関する制度分析、③ 登録に際して重要なポイントとなる姫島や二丈松末などの植生調査を行った。また、登録要件の分析結果を通じて日本ユネスコ国内委員会の専門委員に対する聞き取り調査や委員らと連携したワークショップを東京大学にて開催した。

- ① 先進地（みなかみユネスコエコパーク）の聞き取り調査。ユネスコエコパークへの登録が、自治体のブランド力を高め、知名度の向上や移住者増加にプラスの影響を与え

ていることが示唆された。具体的には、都内の有名進学校をはじめ、年間10,000-12,000人がみなかみ町を修学旅行先として選んでいることや、三菱地所が「企業版ふるさと納税」の制度を通じて、みなかみ町における自然保護活動に対する寄付（10年6億円）を行っていること等が挙げられる。

- ② 登録要件に関する制度分析。現行のユネスコエコパークへの日本国内の登録要件では、自然公園法に基づく国立・国定公園の特別保護地区及び第一種特別地域など、極めて原生度の高い自然地域を「核心地域」として指定する必要がある。糸島半島は沿岸部を中心に玄海国定公園に指定されており、立石山や芥屋の大門、幣の浜は、核心地域に相当する第一種特別地域に指定されている。ただし、これら面積が計2.2km²しかないため、登録想定地域に占める割合が1%以下に止まるため、姫島、二丈松末など、国定公園の第二種特別地域を核心地域に組み込むための予備調査と植生調査の必要性が明らかとなった。
- ③ 九州大学名誉教授・九州オープンユニバーシティ理事の矢原徹一氏に姫島、二丈松末、志摩野北の植生調査を実施してもらった結果、姫島において、オトギリソウ属不明種やシャクの変異型が発見されるなどの成果があった。植生の豊かさから、姫島北部の第二種特別地域を核心地域に組み込むことが有益であると考えられる。
- ④ ユネスコエコパークの法的根拠となっているセベリア戦略と法的枠組みを精査した結果、日本国内で定められている登録要件が狭く規定されていることが明らかとなった。その結果、日本では、ユネスコエコパークが山岳に偏り、沿岸・海域、島嶼、草原といった地域の指定が遅れていることをユネスコ国内委員会の委員や関係の専門家等に伝えるとともに、2023年3月5日に東京大学にて、ユネスコエコパークの登録要件に関するワークショップを開催した。

研究成果

- ① 先進地（みなかみユネスコエコパーク）における調査。みなかみ町役場及び（一社）みなかみ町体験旅行に対して、ユネスコエコパークへの登録がどのような効果を生んでいるのかについて聞き取り調査を実施した。また、みなかみ町職員のご案内で、谷川岳インフォメーションセンターや「たくみの里」、コワーキングスペースなど、みなかみの主要観光資源や移住政策を知ることのできる場所を訪問し、資料収集を行った。

聞き取り調査では、ユネスコエコパークへの登録が、自治体のブランド力を高め、知名度の向上や移住者増加にプラスの影響を与えていることが示唆された。具体的には、都内の有名進学校をはじめ、多くの中学校・高校がみなかみ町を修学旅行の場所として選んでいることや、三菱地所が「企業版ふるさと納税」の制度を通じて、みなかみ町における自然保護活動に対する寄付（10年6億円）を行っていることが挙げられる。修学旅行を扱う「みなかみ町体験旅行」によると、年間約100団体、10,000人～12,000人を受け入れており、法人のみでも1億円を大きく超える収益を上げている。修学旅行は平均2泊

3日なので、宿泊施設や飲食業への波及効果はその約4倍になる。また、8割程度の修学旅行生が家族にみなかみの良さを伝えてくれることで、家族旅行などで、みなかみに観光客として戻ってきている実感があるという。ユネスコエコパークには物語があるので、集客に非常に効果があると感じているとのこと（世界遺産だったら、このような集客の仕方は難しかった。ユネスコエコパークだからできると認識されていた）。修学旅行が、これまでの都市やテーマパーク型からSDGs教育、環境教育に変化していることもあり、地域の自然や文化、農業等を学ぶことに重要な教育効果、経済効果があると理解される。

また、ふるさと納税では、ユネスコエコパークの町であることを全面的に押し出して、2021年度は前年度より4億円売り上げが増加した（町役場職員）。みなかみ町はコロナ禍で都内からの移住者が増えたことがメディア等にも取り上げられるが、移住者の中には、みなかみ町がユネスコエコパークに登録されていることを理由に移住している人もいる。また、町内の小学校における環境学習にユネスコエコパークが取り入れられており、子供たちが「ユネスコエコパーク」をきっかけとして地域の自然に興味を持ち、家族に話すという流れができています。「子供たちは大人よりも、みなかみについて詳しいのではないか」との発言もあった。みなかみ町では、「みなかみハートペイ」という決済アプリを導入し（糸島市における「いとしまペイ」）、利用額の1%や失効したポイントをユネスコエコパークの保全活動にあてることにしている（みなかみハートペイの有効期限は2年間）。現在、100万円弱が失効しているため、用途について検討をしている。



みなかみの自然と暮らしについて理解を深めることができるウェブサイト。

群馬県みなかみ町は、ユネスコエコパークを軸とした自然共生型の街づくりで成功している事例の一つ（宮崎県綾町や山梨県北杜市もユネスコエコパークを軸として、自然と文化の保全と街づくりを融合させている事例）

② 登録要件に関する制度分析。では、糸島半島ないし糸島市域をユネスコエコパークに登

録することは制度的に可能なのか。分析の結果、可能だが、更なる調査と調整が必要であることが明らかとなった。現行のユネスコエコパークへの日本国内の登録要件では、自然公園法に基づく国立・国定公園の特別保護地区及び第一種特別地域等、極めて原生度の高い自然地域を「核心地域」として指定する必要がある。糸島半島は玄海国定公園に指定されており、立石山や芥屋の大門、幣の浜は、核心地域に相当する第一種特別地域に指定されている。ただし、面積が計2.2km²しかないため、登録想定地域に占める核心地域の割合が1%以下になる。国際的に見ても、核心地域の比率が1.5%を下回るユネスコエコパークは確認できず、核心地域を拡大するための努力が求められる（*核心地域の割合に関する要件は存在しない）。具体的には、姫島、二丈松末、志摩野北（彦山）など、玄海国定公園第二種特別地域を核心地域に組み込むための予備調査と植生調査の必要性が明らかとなった。また、加布里湾や一貴山川河口のように、日本の重要湿地500に含まれている場所の保護レベルを向上させる等の取組も重要である。

- ③ 研究協力者である九州大学名誉教授・九州オープンユニバーシティ理事の矢原徹一氏が、姫島、二丈浜窪・二丈松末、志摩野北において維管束植物の調査を行った。調査においては保全上の重要性が高い希少種や、分類学的に研究が必要な種に注目し、踏査と目視によってこれらの種を探索し、DNA分析用試料（シリカゲル乾燥した葉の小片）と証拠標本を採集した。また、採集時に種の形態的特徴を写真で記録し、標本ごとにスライドを作成した。詳細の結果は、別添の報告書に記載するが、特筆すべき成果として、姫島において、オトギリソウ属不明種やシャクの変異型が発見されるなどの成果があった。植生の豊かさから、姫島北部の第二種特別地域を核心地域に組み込むことが有益であると考えられる。特に島嶼・沿岸域を核心地域として設定する前例は日本に存在せず、重要性が高い。

- ④ ユネスコエコパークの法的根拠となっているセベリア戦略と法的枠組み（Statutory Framework）を精査した結果、国内で定められている登録要件が狭く規定されており、結果的に、日本のユネスコエコパークが山岳に偏り、沿岸、海域、島嶼、草原といった自然環境の指定が遅れていることが明らかとなった。本件について、MAB分科会の専門委員や関係者等に伝えるとともに、2023年3月5日に東京大学にて、ユネスコエコパークの登録要件に関するワークショップを開催した（右図）。ワークショップでは、日本ユネスコ国内委員会MAB分科会の委員等に登壇いただき、ユネスコエコパークの理念や生物多様性保全の観点からも、登録要件の見直しが必要であることが議論された。

2023年3月5日（日）
15:00-17:00

会場：東京大学
柏キャンパス
環境棟7階講義室
/ オンライン
(ハイブリッド)

主催：日本MAB計画支援委員会

15:00-15:10：開会の挨拶と参加者紹介
15:10-15:40：
「昆明・モントリオール生物多様性枠組とユネスコエコパーク」
松田裕之（横浜国立大学）
15:40-16:10：
「生物多様性保全の視点から考えるユネスコエコパークの登録要件」
田中俊徳（九州大学）
16:10-16:30：
「特定事例から見たユネスコエコパークの可能性と課題」
藤田龍彦（筑波大学）
16:30-17:00：総合討論

登録はこちら
<https://forms.gle/RBWhG6t15T48Z4>
*現地参加は招待制となります
*本ワークショップは福岡県糸島市と九州大学の連携研究事業の一環として開催されています